

農林水産省における知的財産に係る取組

平成30年12月

農林水産省

【 目 次 】

- 1 農林水産物に係る知的財産の国内外での保護**
 - (1) 地理的表示 (G I)**
 - (2) 育成者権**
- 2 農林水産分野での標準化の推進
(新たな J A S 制度の活用)**
- 3 農業分野におけるデータ利活用の促進等**
- 4 農林水産知財に関する支援や普及啓発の充実**

1 農林水産物に係る知的財産の国内外での保護

(1) 地理的表示 (G I)

海外における日本の地理的表示の保護

○ 海外における地理的表示の保護が国家間の国際約束によっても実現可能。

GIの相互保護を可能とする制度を整備

我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国とGIリストを交換し、当該外国のGI産品について、所要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定

※諸外国では、100か国以上でGI保護制度が既に導入



日本で外国GIを保護
⇒ 模倣品の排除による誤認・混同の防止

外国で我が国GIを保護
⇒ 我が国生産者のGI登録の負担軽減
⇒ 外国での我が国農林水産物のブランド化

輸入された不正表示産品の譲渡しを禁止

GI法の28年改正の概要

現行制度

- ① 生産者団体が登録を申請。産品の名称を生産地や品質等の基準とともに登録。
- ② 登録された地理的表示については、**知的財産として名称を保護**。
- ③ 国内の生産・流通業者の不正な地理的表示の使用は行政が取締り。
- ④ 登録免許税の9万円を除き、更新費用は不要。

追加

改正GI法の概要

- 1 我が国と同等のGI制度を有する外国と個別の二国間等の国際協定によるGI相互保護を可能とする（保護を拒絶する場合の要件や事前の異議申立ての手続について定める。）。
- 2 輸入業者に対し輸入された不正表示産品の譲渡しを禁止する規制を定める。
- 3 平成28年12月26日に施行

日EU・EPAに伴うGI法の30年改正の概要

日EU・EPAの主な合意事項

1 相互保護

- 日本側48産品、EU側71産品について地理的表示（GI）を相互に保護 <附属書十四-B>
- 協定発効後は、公文交換により附属書を改正し、産品追加が可能 <第十四・三十条、第二十三・二条第3項及び第4項>

2 高いレベルでのGI保護

- 先使用（GI保護前からGIと同一又は類似の名称を使用していた場合）については7年間に制限 <第十四・二十九条第1項>
- 産品へのGIの表示だけでなく、広告等サービス分野におけるGI使用も規制 <第十四・二十九条第1項>

- 真正の産地表示や～タイプ、～スタイル等GI産品でないことを明らかにした表示、GI産品であるかのように示唆する手段についても規制 <第十四・二十五条第1項（b）>

GI法の主な改正内容

- 現在無期限に認められている先使用期間を原則として7年に制限。
- ※ 国内のGI登録産品の生産地と同一の地域で生産されている先使用品については、GI登録産品との混同を防ぐのに適当な表示を付せば、7年経過後も先使用が可能。
- 先使用期間の制限等に伴い、GIマークの表示を任意化（現行法では、先使用品とGI登録品の区別のため、GIマークの表示を義務化）
- 産品へのGIの貼付に加え、広告等におけるGIの使用についても規制する
- 文字や国旗等を組み合わせた結果GI産品と誤認させるおそれのある表示も規制する

日EU・EPAにおけるGIの相互保護

- EU側71産品、日本側48産品の食品GIを相互に保護することに合意。
- 協定発効後、産品追加が可能。

保護の開始までの流れ

2017年7月 日EU・EPA大枠合意

2017年12月 日EU・EPA交渉妥結

2018年7月 日EU・EPA署名

⇒日EU・EPAの発効に合わせて指定
(保護が開始)

<日本における手続き>

2017年7月～2017年10月
EUの産品の公示手続
(意見書提出期間：3ヵ月)

2017年11月
学識経験者委員会

<EUにおける手続き>

2017年1月～2018年2月
日本の産品の公示手続
(意見書提出期間：2ヵ月)

指定産品のGIマークについて

・「指定」により保護される外国の産品には、日本の登録標章(GIマーク)は付けられない。



・外国産品に、外国のGIマークが付いていることがありますが、国内法令上、表示の義務はない。



日本国内で保護するEU側GI 71 産品

酪農製品：27品目（チーズ26品目、バター1品目）

 アジアゴ イタリア	 フォンティーナ イタリア	 ゴルゴンゾーラ イタリア	 グラナ パダーノ イタリア	 モッツアレラ ディ プファラ カンパーナ イタリア	 パルミジャーノ レッジャーノ イタリア
 ベコリーノ ロマーノ イタリア	 ベコリーノ トスカーノ イタリア	 プロヴォーネ ヴァルパダーナ イタリア	 タレージョ イタリア	 ブリー ド モー フランス	 カマンベール ド ノルマンディ フランス
 コンテ フランス	 エメンタール ド サヴォワ フランス	 ルブロン/ノ ルブロン ド サヴォワ フランス	 ロックフォール フランス	 ダナブル デンマーク	 イディアサバル スペイン
 マオン メノルカ スペイン	 ケソ マンチエゴ スペイン	 フェタ ギリシャ	 エダム ホラント オランダ	 ゴーダ ホラント オランダ	 ケイジョ サン ジョルジュ ポルトガル
 ウエスト カントリーファー ムハウス チェダー チーズ イギリス	 ホワイ ト スティルトン チーズ/ ブルー スティルトン チーズ イギリス	 バター ベルギー	その他加工品等：9品目		
			 バルサミコ酢 アチエト バルサミコ ディ モデナ イタリア	 ドライフルーツ ブルノー ダジャン/ ブルノー ダジャン・ミキユイ フランス	

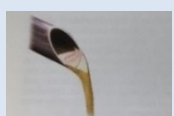

菓子類：5品目

 リューベッカー マジバン ドイツ	 ヒボナ スペイン
その他菓子類： (キプロス) ルクミ イェロスキブ (ドイツ) ニュルンベルガー レーブクーヘン (スペイン) トゥロン デ アリカテ	

食肉製品：14品目

 ニュルンベルガー プラートブルスト/ ニュルンベルガー ローストプラートブルスト ドイツ	 モルタデッラ ボローニャ イタリア	 ザンポーネ モデナ イタリア	 プロシュット トスカーノ イタリア
 テローラー シュベック オーストリア	 ジャンボン ダルデンヌ ベルギー	 ハブーゴ スペイン	 ジャンボン ド バイヨンヌ フランス
その他食肉製品： (フランス) カナール ア フォアグラ ド スクドウエスト (シャロス、ガスコーニュ、 ジエリス、ランド、ペリゴール、ケルシー) (イタリア) プレザオーラ テッラ ヴァルテッリーナ (イタリア) プロシュット ディ サン ダニエレ (スペイン) キフェロ (スペイン) ハモン デ テルエル/パレタ デ テルエル ハンガリー			

食用油脂：10品目

 シエラ デ カソラ スペイン	 シュタイルリッシェス キルビスケルネール オーストリア
その他食用油脂： (ギリシャ) シティア ラシティウ クリテイス (スペイン) アセイテ デル パホ アラゴン (スペイン) アンテクラ (スペイン) バエナ (スペイン) プリエゴ デ コルドバ (スペイン) シエラ デ カソラ (スペイン) シエラ デ セグラ (スペイン) シエラ マヒナ (スペイン) シウラナ	

生鮮・水産：6品目

 オリブ (実) エリヤ カラマタス ギリシャ	 梨 ペラ ロッシャドウ オエステ ポルトガル	 サーモン スコティッシュ ファームド サーモン イギリス
 オレンジ、マンダリン、レモン シトリコス バレンシアス/ シトリコス バレンシアス スペイン	 リンゴ メーラ アルト アディジェ/ スティロル アプフェル イタリア	 牡蠣 ウイトゥル マレンス オロロン フランス

その他：
(オーストリア) シュタイルリッシャー クレン (西洋わさび)
(ドイツ) ホップヘン アウス デア ハー・タウ (ホップ)
(フランス) ウィール エサンス・イエル ド ラヴァンド オートプロヴァンス/エサンス
ド ラヴァンド オートプロヴァンス (精油)
(ギリシャ) マステイハ ヒヴ (天然ガム)
(イタリア) アチエト バルサミコ トラディツィオナーレ ディ モデナ (バルサミコ酢)

より高いレベルでの地理的表示の保護（先使用の規制）

○ 地理的表示の保護の前（G I 登録前）から使用されていた登録産品と同様の名称の使用（先使用）期間について、日EU・EPA発効後、最大7年間の経過期間を経た後は、原則としてその使用を禁止。

○ 「先使用」とは

地理的表示（G I）の登録前（保護開始前）から登録産品と同様の名称を使用していた産品については、G I 登録後もその名称の使用を例外的に許容するもの。

※ G I 登録の審査では、利害関係者からの意見聴取のための3ヶ月の公示期間が設けられており、その期間内に寄せられた意見等をもとに先使用の有無を把握。

現在

- ・ 先使用期間に制限なし。
- ※ ただし、G I 登録後に先使用品を利用して開発した新商品等には先使用は認められない。

G I 保護の強化

改正後

- ・ 現在無期限に認められている先使用期間を原則として7年に制限。
- ⇒ ただし、登録産品と同じ地域で生産されている先使用品については、将来的な追加登録の可能性のあることから、G I 登録産品でない旨を表記すれば、7年経過後も名称の使用（先使用）が可能。
- ※ G I 登録後に先使用品を利用して開発した新商品等には先使用は認められないのは改正前と同様。

より高いレベルでの地理的表示の保護（広告等の規制）

- 現行のGI法上、規制対象とされている製品への表示だけでなく、広告等についての地理的表示についても規制の対象。

（現在）

・地理的表示及びG I マークの規制は、G I 製品の直接の販売・流通に限定

● 産品又はその包装等への地理的表示の使用



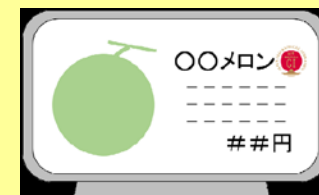
（改正後）

・広告やE CサイトでのG I 名称の使用についても規制の対象

● 広告での地理的表示の使用



● インターネット販売のためのウェブサイトでの地理的表示の使用



● 外食メニューでの地理的表示の使用



より高いレベルでの地理的表示の保護（誤認表示の規制）

- 消費者に真正の地理的表示産品と誤認させるような名称の使用は、GI侵害として規制の対象。

（例）登録名称

・夕張メロン



（例）GI侵害の例

○○県産メロン



※他県産のメロンに夕張市の地図等を付け、消費者に真正の地理的表示産品と誤認をさせるような表示を行うことは、GI侵害となり得ます。

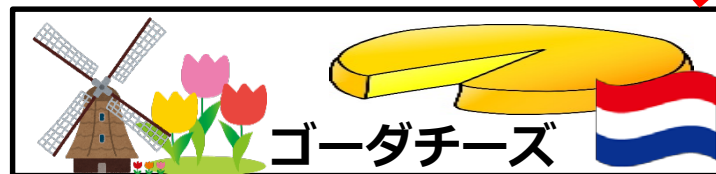
（例）指定される名称

・Gouda Holland
(ゴーダ ホラント)



オランダ チーズ

（例）GI侵害の例



※ゴーダチーズにオランダの国旗等を付け、消費者に真正の地理的表示産品と誤認をさせるような表示を行うことは、GI侵害となり得ます。

（例）指定される名称

・Jambon d'Ardenne
(ジャンボン ダルデンヌ)



ベルギー 生ハム

（例）GI侵害の例

「アルデンヌ地方の風薫るベルギー産生ハム」

※ベルギー産の非GIハムに、アルデンヌ地方で生産されたハムであると誤認させるようなものも規制対象です。

農林水産物・食品の輸出拡大への貢献

- 日EU・EPAにより、日本の農林水産物の地理的表示が欧州各国によって保護される。
- 欧州では、GI産品は消費者に高く評価されており、日本のGI産品の知名度向上に効果的であることから日本の農林水産物の輸出拡大にも貢献。

メリット1

欧州市場に存在する模倣品を取り締まることができる

例：多くの国で、日本GIでない「神戸ビーフ」が販売

Wagyu Beef Ribeye Steak, Frozen, 400g



Kobe-style burger from Zandbergen



These massive wagyu steaks have been cut specially for a handful of our customers who love our wagyu so much that they wanted some thicker steaks. Our **Kobe-style wagyu beef comes from Chile** and really is without doubt, one of

ingrédients
Boeuf Wagyu type Kobe - Noix d'entrecôte (marbré 8+) 100%.
origine
Australie



日EU・EPAの発効後は、日本で登録された真正品以外は「神戸ビーフ」の名称を使用できなくなる。

メリット2

日本のGI産品名を使った第三者による商標出願の拒絶

例：「西尾の抹茶」に関連する商標がEUに出願
→ EU商標当局が取消し（2018.8）



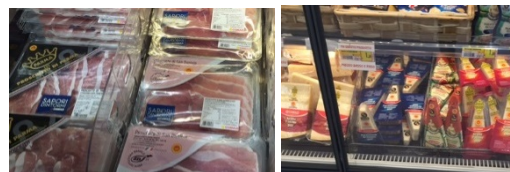
日本のGIであるため、EU域内での商標出願は拒絶

メリット3

GIとして保護されることにより、欧州の消費者に対する知名度向上、ブランド化が期待

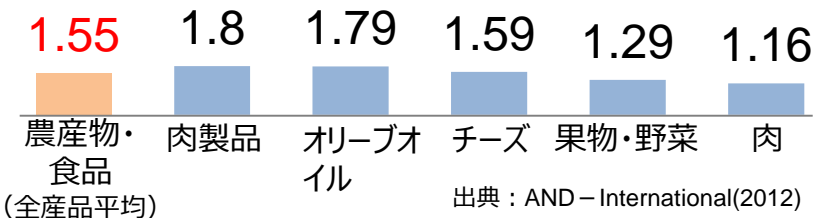
EUではGI制度が消費者に広く認識され、消費者は高価格でもGI産品を選択している

○イタリアのスーパーマーケット



GI産品が広く流通し、売場でも多くのスペースを占める

○EUにおけるGI産品と一般品との価格差 (2010)



GI産品は非GI産品と比べ、1.5倍程度の高価格で取引されている

GI登録のメリットの拡大

- GI登録により、模倣品が排除されるほか、取引拡大、価格上昇、担い手の増加などGI登録をきっかけとした副次的効果も現れている。
- また、GI登録を機に、生産者団体が自ら製品の価値を再認識することで、品質管理重要性の認識の高まりや、より良い産品を生産しようとする意欲の高まりといった前向きな効果も現れている。

○GIの不正使用の防止（国内+EUで48品目）
GI産品と同一又は類似の表示に対し、指導等を行い適正化。

法改正により、GI保護を一層強化

- ・ 先使用期間を制限
- ・ 広告、メニュー等でのGI使用も規制
- ・ GIと誤認させるおそれのある名称使用も規制

先使用：GI登録前から登録産品と同様の名称を使用していた産品については、GI登録後もその名称の使用を例外的に許容するもの

模倣品の
排除の
強化

○鳥取砂丘らっきょう（鳥取県）

販売額が2016年産、2017年産ともに10億円越え（25%増）
（2015年産：約8億円）



○能登志賀ころ柿（石川県）

2017年度の出荷量が約3万8千箱に増加（15%増）
（2016年度：約3万3千箱）



○市田柿（長野県）

台湾・香港・タイなどへの輸出本格化

取引の
拡大

○伊予生糸（愛媛県）

新たに生糸生産に携わる担い手が就農
今後も新たな就農の予定



担い手の
増加

○鳥取砂丘らっきょう（鳥取県）

生産者の新規加入（新規5人）



○あおもりカシス（青森県）

新規就農者を積極的に受け入れ
（新規5人）



価格の上昇

○連島ごぼう（岡山県）

1kgあたりの単価が760円から900円に上昇
（18%上昇）（2017年）



○江戸崎かぼちゃ（茨城県）

1kgあたりの価格が2016年、2017年ともに400円越え
（26%上昇）（2015年：317円）



○八女伝統本玉露（福岡県）

販売単価が前年比で11%上昇
（2016年）



1 農林水産物に係る知的財産の国内外での保護

(2) 育成者権

我が国の新品種の出願数は減少傾向

- 労働力不足の課題を解決するため、スマート農業の需要が高まるなど知的財産の重要性が増す中、農業におけるイノベーション創出が我が国農業の発展を促すことに繋がる。
- 種苗はそういったイノベーションの源泉の一つであり、我が国農業を支える戦略物資である。
- 環境や消費者の嗜好に合った品種の開発が常に行われることで、生産性の向上や付加価値の増加に繋がり、農業者にも消費者にも利益。
- このような中、我が国では新品種の出願数が減少傾向にあり、日本農業の競争力にも影響が懸念。

優良な新品種によって下支えされる農業の競争力

超多収米

通常の1.5倍となる
800kg/10a以上の収量を期待できる極多収米「とよめき」



病害に強い梨

従来品種の弱点であった黒斑病に強い梨

「ゴールド二十世紀」



我が国農業の競争力

優良な品種開発

- ・ 単位収量の向上
- ・ 病虫害に対応
- ・ 優良な耐候性
- ・ 味や外見が消費者の嗜好に適合
- ・ 流通上の課題（高い日持ち性、傷がつきにくい）に対応

剥きやすい栗

渋皮が簡単に剥けて、調理も簡単な画期的な和栗「ぼろたん」



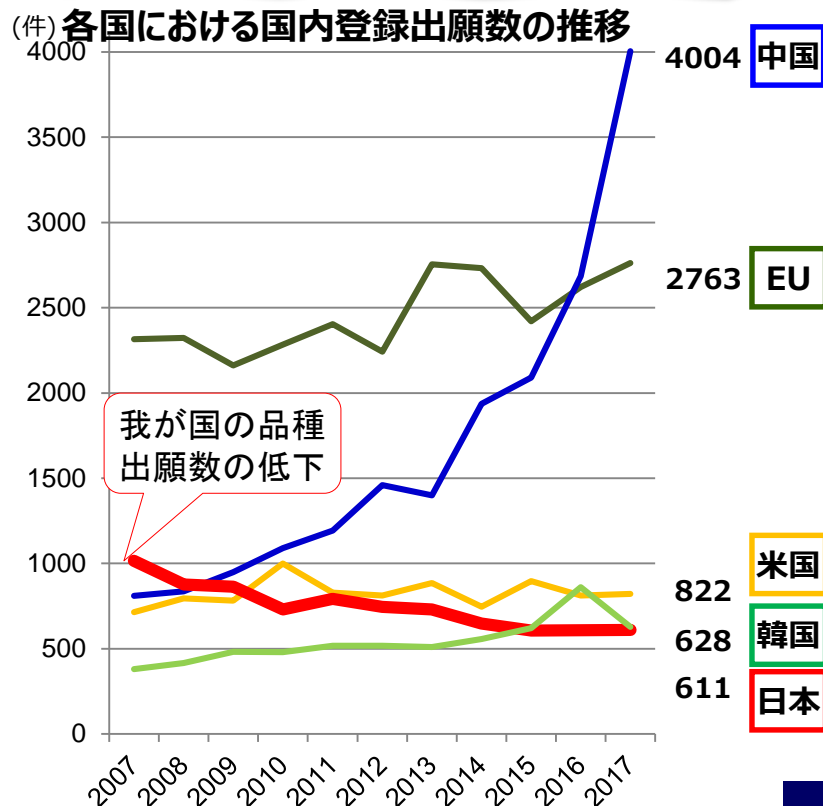
岐阜1号 ぼろたん 筑波

寒さに強く美味しい米

過去にない良食味を実現し、後のブランド米開発にも繋がった水稻「きらら397」



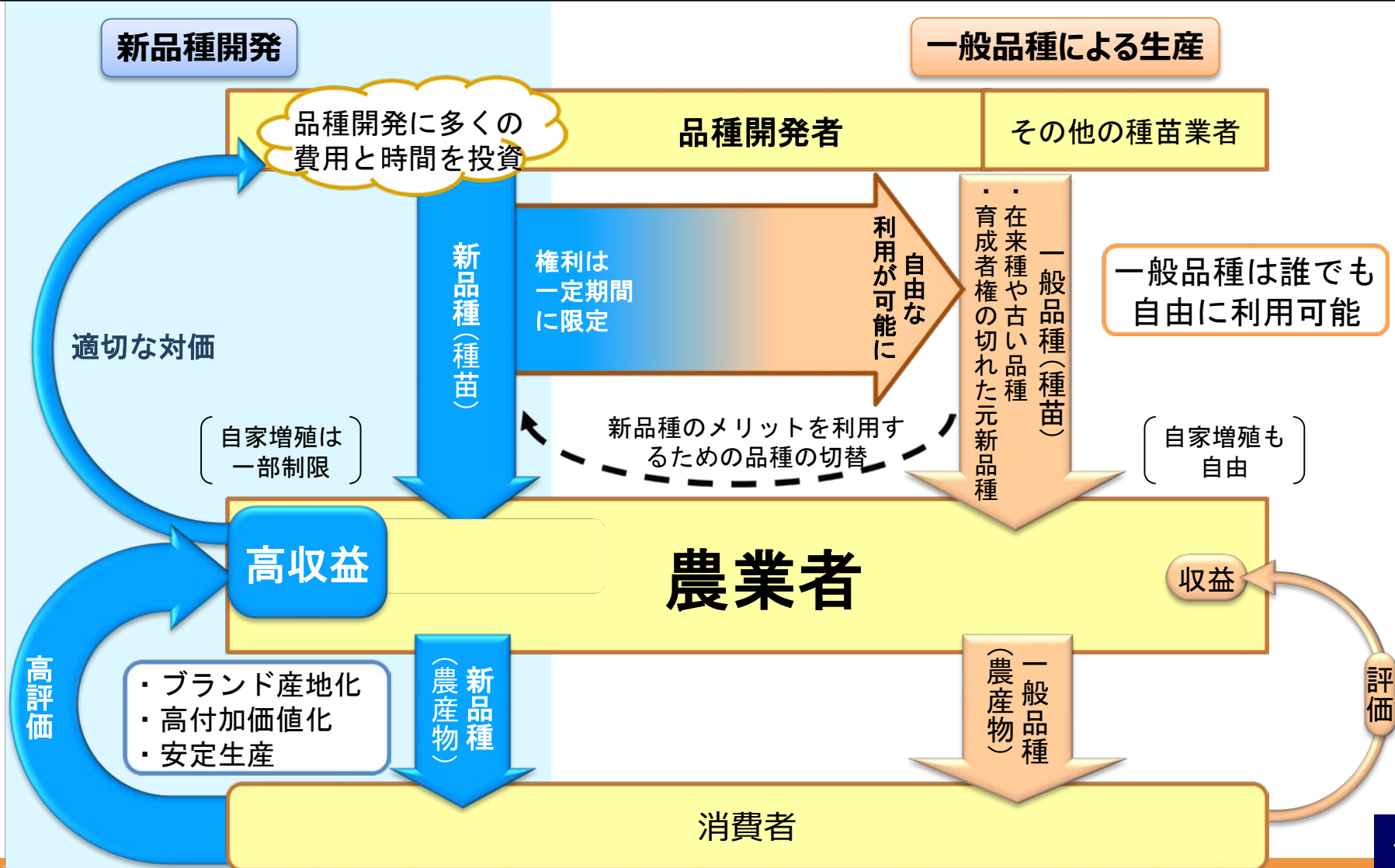
我が国の品種開発力の低下の現状



1 品種開発するために10年以上
1 億円ものコスト

品種保護制度の必要性

- 新品種の開発は、農業者や消費者に利益をもたらすが、品種の開発には多くの費用と時間が必要であり、一定期間に限って開発者に対価が還元されることで、新品種の開発のインセンティブを確保することが必要。



「知的財産推進計画2018」（重点施策）における関連施策の取組状況

「知的財産推進計画2018」抜粋		これまでの取組
施策内容	2018年度の取組	
9	種苗法における侵害の立証の適正化、権利範囲の明確化、品種登録情報へのアクセスの在り方などについての検討をさらに進めるとともに、職務育成品種の帰属、異議申立などの在り方についても検討を行う。	● 種苗法の運用方法について課題を整理し、専門家・関係者に対するヒアリングを実施。
10	我が国で開発された植物品種の海外への流出に対応するため、海外への品種登録出願への支援や、重要な品種についての国内での品種保護の在り方について、制度的な手当も含め検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外で育成者権を取得するため海外への品種登録支援や侵害対策支援を行うとともに、海外への出願マニュアルを作成。 ● ASEAN及び日中韓13カ国からなる「東アジア植物新品種保護フォーラム」において、将来的な各国のUPOV91年条約加盟を共通方針として定めた10カ年戦略が30年8月に採択。 ● 登録品種の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物に、31種類の植物を追加する省令改正案をパブリックコメント中。 ● 重要な登録品種の流通の管理について、専門家・関係者に対するヒアリングを実施。
12	種苗法に基づき品種登録出願された品種の名称が、第三者により悪意で商標出願される問題について、対応策を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 出願品種の名称が悪意の第三者に商標登録されないよう、品種登録の際に影響を受けている後願の商標の事例等の情報を提供。 ● 特許庁は、上記趣旨を踏まえた商標審査基準改定案についてパブリックコメントを実施。

(参考) 登録品種作物分野別・業種別の内訳

(S53～H29年度、件)

	個人	種苗会社	食品会社 等	農協	大学	都道府県	国	合計
花き・ 観賞樹	6,097	12,936	678	221	52	855	84	20,923 (78%)
食用作物	99	53	115	20	28	718	393	1,426 (5%)
野菜	252	647	238	41	21	469	145	1,813 (7%)
果樹	570	201	40	53	36	339	162	1,401 (5%)
その他	56	365	243	15	15	236	251	1,181 (4%)
合計	7,074 (26%)	14,202 (53%)	1,314 (5%)	350 (1%)	152 (1%)	2,617 (10%)	1,035 (4%)	26,744 (100%)

※1：作物分野別の割合の合計はラウンドの関係で100%にならない。

<対策のポイント>

海外への我が国優良品種の流出・無断増殖を防止するため、**品種登録出願（育成者権取得）**や**侵害対応等に係る経費を支援**するとともに、品種保護に必要となる技術的課題の解決や、**東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を促進**するための協力活動等を推進します。

<政策目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円 [平成29年] → 1兆円 [平成31年まで]）
- 農産物の輸出力強化につながる品種の海外への品種登録件数の増加（100件 [平成34年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（補助）

① 海外出願経費の支援

- 海外で品種登録を行うことが、我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、海外への品種登録出願に係る経費を支援します。

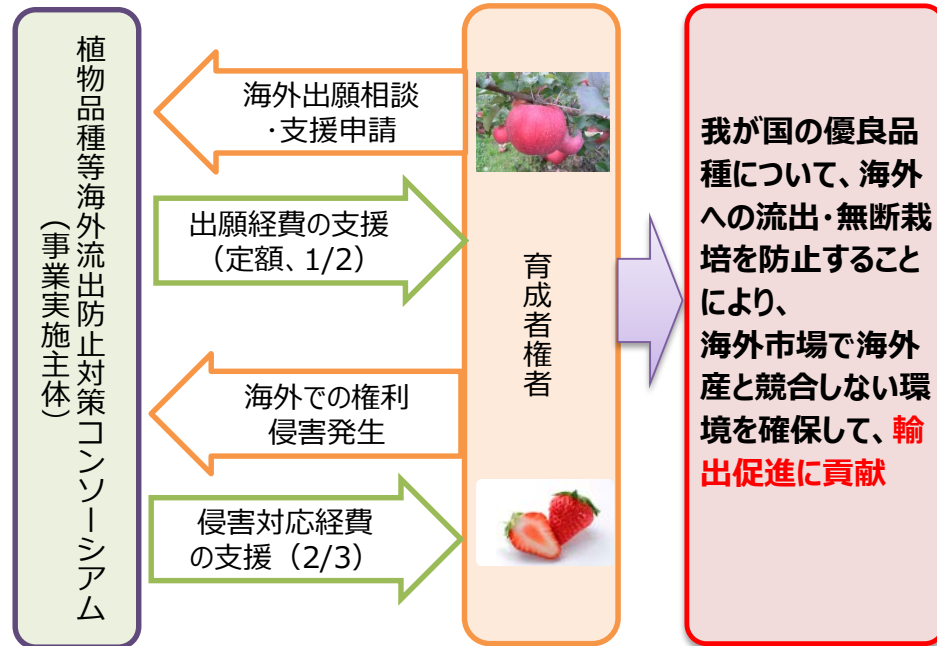
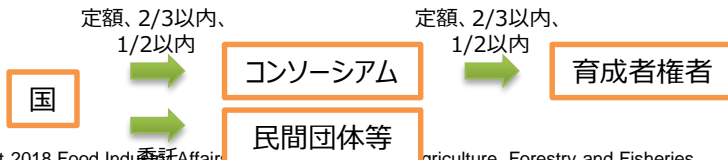
② 海外出願支援体制の整備

- ア 海外での品種登録に関する相談窓口の設置
- イ 主な出願先国への海外出願マニュアルの作成
- ウ 我が国優良品種の海外流出・侵害実態調査
- エ 海外での育成者権侵害対応に係る経費の支援

2. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（委託）

- 植物品種保護制度の運用改善や、東アジアにおける品種保護制度の整備、海外における植物品種保護等のための優先度の高い技術課題の機動的な解決等、育成者権の保護環境整備に資する取組を実施します。

<事業の流れ>



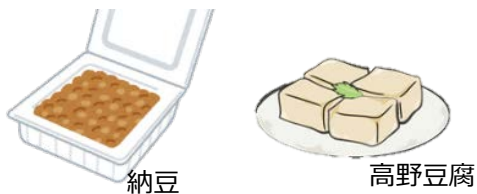
2 農林水産分野での標準化の推進 (新たなJAS制度の活用)

強みのアピールにつながる多様なJASの制定

- 農林水産・食品産業の競争力強化に向け、①品質、技術、取組を平準化し、生産・流通・消費の効率化・合理化を図るツール、②創意工夫ある産品・事業者の品質、技術、取組を差別化するツールとして戦略的に制定・活用。
- 生鮮品など品質が変化するもの、ノウハウなどの秘伝や営業秘密が絡むものにも規格を活用したアピールの途。

モノの品質の規格

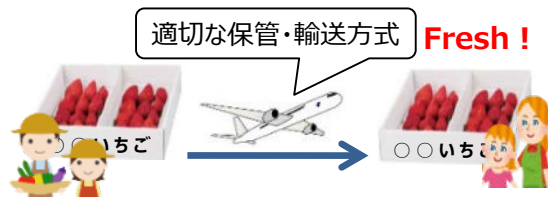
- ✓ 例えば、ビーガン向けに、動物性原料を含まないことを規格化



新市場の開拓に寄与

事業者による取扱方法の規格①

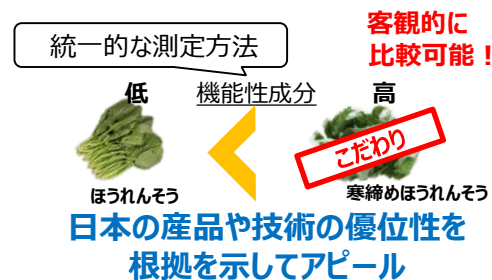
- ✓ 例えば、鮮度をアピールするため、保管・輸送方法を規格化。能力を有する事業者を認証



認証事業者が扱うので「新鮮」とアピール可能に

モノに関する試験方法の規格

- ✓ 例えば、日本産品に多く含まれる機能性成分の統一的な測定方法を規格化



モノの生産方法の規格

- ✓ 例えば、粉末茶が海外市場に出回る中、我が国の伝統的な抹茶について、その一般的な製法を規格化



事業者による取扱方法の規格②

- ✓ 例えば、伝統的な日本茶文化を正しく広めるため、必要な知識と技術を有する者を認証



用語に関する規格

- ✓ 例えば、農業で活用するデータについて、農作業の各工程の名称を統一



事業者・産地の提案によるJAS規格の制定

- JASについては、事業者・団体、試験研究機関、産地・地域などからの提案を受けて規格化する枠組みを整備
- 農林水産省及び(独)農林水産消費安全技術センター（通称：FAMIC）の相談窓口がサポートするほか、予算措置により規格制定の支援を実施

- 事業者・団体、試験研究機関、産地・地域などの提案を受けて規格を制定。民間規格のスキームオーナーからの提案も可。
- 規格の制定に向け、案件ごとに、ステークホルダーに加え、専門家・学識経験者、関係行政機関、さらに農林水産省の関係部局やFAMICからなる官民連携の体制で対応。
- 制定されたJASは、原則として提案者などの主体が維持・管理。その際、農林水産省の関係部局やFAMICがサポート。

規格化の事前相談

窓口：

- ・ 農林水産省食料産業局基準認証室

jas_soudan@maff.go.jp

- ・ (独)農林水産消費安全技術センター

shohin_mailbox@nmfamic.go.jp

規格化が
適当な場合

官民連携の体制で対応

基本戦略の設定

- 目標の設定
- 検討の進め方（活用する国際的枠組、支持層作りを含む）

など

規格原案の作成

- 技術的データの収集
- 関係者間の調整
- 日英両語による規格案作成

など

JAS規格化

国際化

規格原案の作成に向け、予算措置の活用も可能

※ 国際化対応がない場合もあり得る

我が国発の規格・認証の国際展開イメージ

- JASの国際化に当たっては、その目的に応じ、影響力や実現可能性を勘案して費用対効果の高い枠組・方法を選択。
- その際、地域性が大きい、代替性が高いという農林水産品・食品の特性を踏まえれば、JASそのもののプレゼンスを高めJAS認証を強調し、日本の独自性をアピールすることは有力な選択肢。

Codex

- ※ コーデックス委員会（政府間組織）
- ※ 全会一致方式
- ※ 製品規格中心

ISO

- ※ 国際標準化機構（各国の代表的標準化機関からなる組織）
- ※ 多数決方式
- ※ 多様な規格

JASのまま
海外において
浸透・定着

JAS

- 国際規格化に向けた関係者の合意・協力が容易に
- 国内で実績を積み、提案時の説得力向上
- 国際規格化後、国内事業者は即応可能

- 規格にあっていないことを示して説明や証明を容易に
- 自らの「強み」を規格化してアピールに活用

JAS

国際的に通用するものを積極的に取り込み

JAS 制定状況

- 平成30年12月現在、新たに3規格を制定済み、年度内に6規格を制定見込み。そのほかにも多数の提案に基づき、規格化に向けて作業中。

30年3月 制定 日持ち生産管理切り花

- ✓ 日持ち性を向上させる生産管理の方法を規格化



制定予定

接着重ね材・接着合せ材

- ✓ 近年新たに建築材料として生産され始めた国産材料の統一的品质・表示基準を設定



機能性成分の試験方法

- ✓ 日本産品に多く含まれる機能性成分の統一な測定方法を規格化

30年3月 制定

- ①ペにふうき茶に含まれるメチル化カテキン



- ②うんしゅうみかんに含まれるβ-クリプトキサンチン



制定予定

- ①ほうれんそうに含まれるルテイン



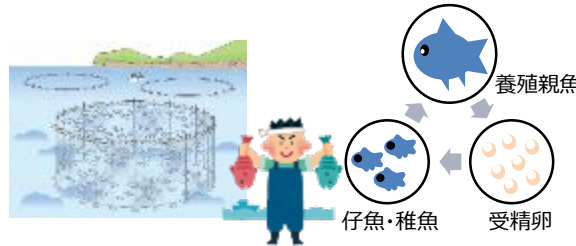
- ②トマトに含まれるリコペン



制定予定

人工種苗技術による水産養殖産品

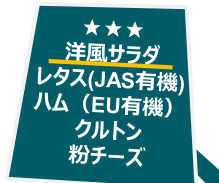
- ✓ 人工種苗技術により生産された養殖魚やその加工品について、生産方法を規格化



制定予定

有機料理提供飲食店の管理方法

- ✓ 有機料理を提供する飲食店等について、正しく情報提供するためのサービス方法を規格化



J A Sの戦略的活用のための環境整備に向けた最近の取組

- J A Sの戦略的な制定・活用のための環境整備として、国内外において、J A Sの普及・啓発、人材育成、協力関係構築、信頼確保に向けた取組を実施。

アセアンとの関係強化

- 平成29年度より、アセアン諸国の有力大学において、JASに関する講座を提供。
- 平成30年11月シンガポールにて、今後国際化を見込む機能性成分試験方法規格に係るワークショップを開催。
- さらに、平成31年度より試験方法規格の普及に向け、アセアン各国と我が国双方の産学官が連携して、分析技術に係る講座を実施予定。

二国間協力・連携

- 平成30年4月にベトナム農業農村開発省と規格認証の活用における協力覚書を締結。同年9月に日越共同ワーキンググループ開催。同年12月に有機認証に関する研修会を開催。
- タイ側の要請に応じ、そしゃく配慮食品（スマイルケア食）の基準について紹介。さらなる連携を模索。

標準・認証に関するセミナー・講座

- 事業者向けセミナー、大学（平成30年度：東京大学、群馬大学等計10大学）での出張講座を実施

JASマークの商標登録



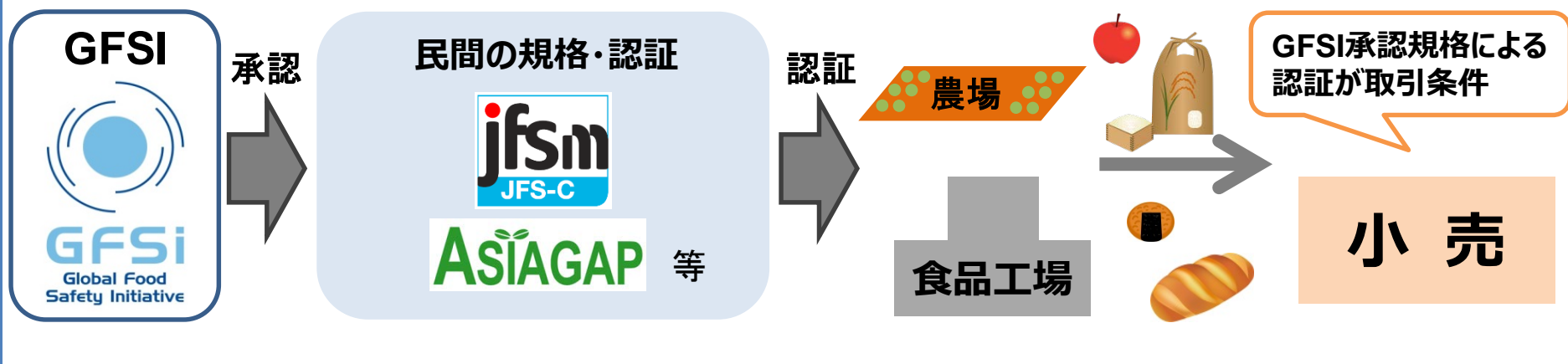
- 海外におけるJ A Sマークの信頼を確保するため商標登録を実施
- ※ 平成30年10月新たなJASマーク決定。

国際的に通用する認証の枠組み

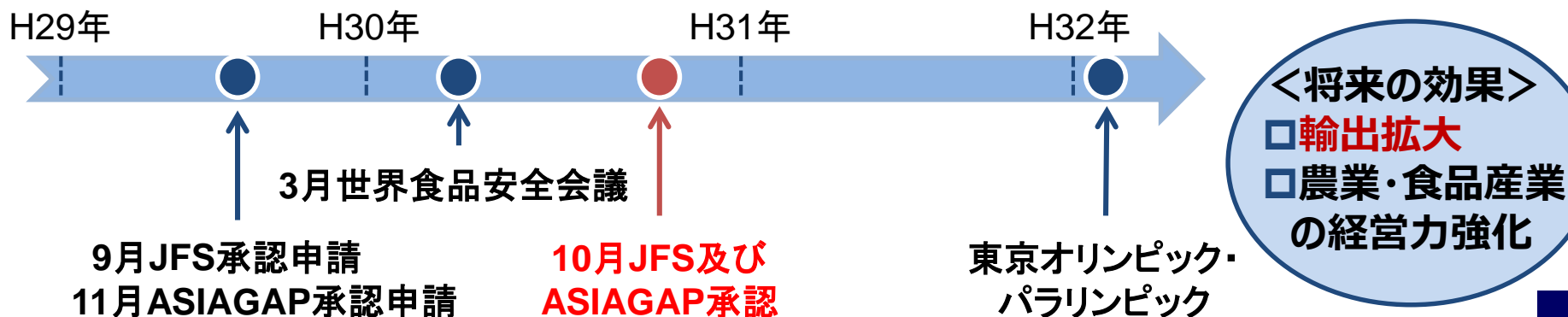
- FAMICが各国認定機関との相互承認締結に向け対応中。
- ※ FAMIC：(独)農林水産消費安全技術センター

日本発の食品安全規格がGFSI承認を取得

- ① 欧米を中心とした世界の食品小売・製造事業者において、世界食品安全イニシアティブ（GFSI）承認規格による認証が取引条件となりつつある。



- ② 平成29年秋、食品安全マネジメント協会、日本GAP協会が日本発の規格（JFS、ASIAGAP）を、GFSIに承認申請。**平成30年10月、両規格がGFSI承認を取得。**
- ③ 今後は両規格を活用し、日本の農林水産物・食品の輸出を促進。



日本発食品安全管理規格（JFS）

日本発の食品安全管理規格の GFSI承認のメリット

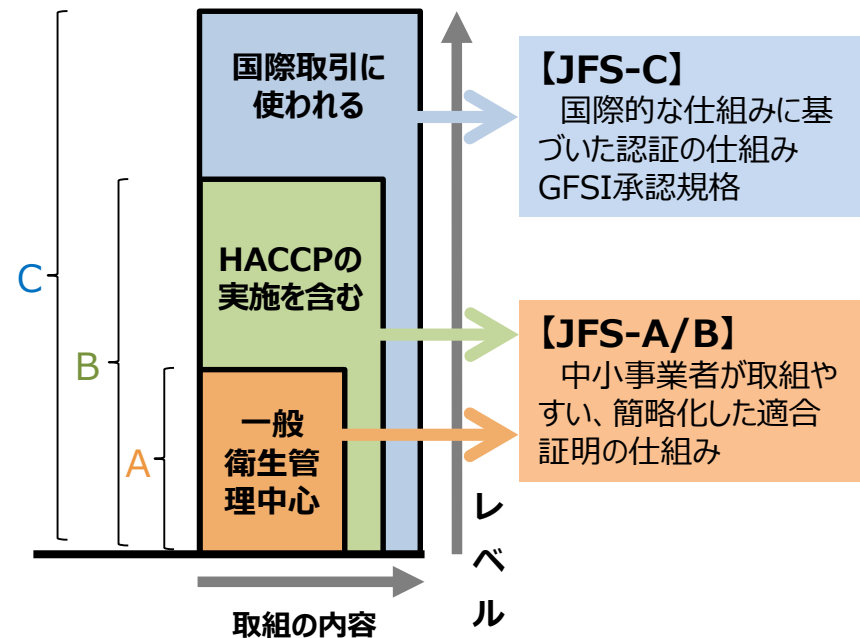
- JFSを取得することによって、食品安全の取組が国際標準で評価される
- 日本語の規格であり、日本の事業者が使いやすく、食品安全管理レベルの向上につながる
- 日本の食文化である生食・発酵食品等の安全管理が、国際標準に沿って実施できる
- 日本の食品産業の輸出力が強化
- 国際的なルール形成に関わる手段を獲得

JFSとは、**食品製造業**において、食品の安全管理に関する取組を認証する規格

規格の特徴

- 規格をわかりやすく解説したガイドラインを整備
- 国内規制と国際的なスキームの整合を図っている
- 現場からの改善提案を活用する仕組みをもつ
- 中小事業者にも取り組みやすい段階的な仕組み
(下図) (A→B→C)

JFSの段階的な仕組み



日本発GAP規格 (ASIAGAP)

日本発のGAP規格の GFSI承認のメリット

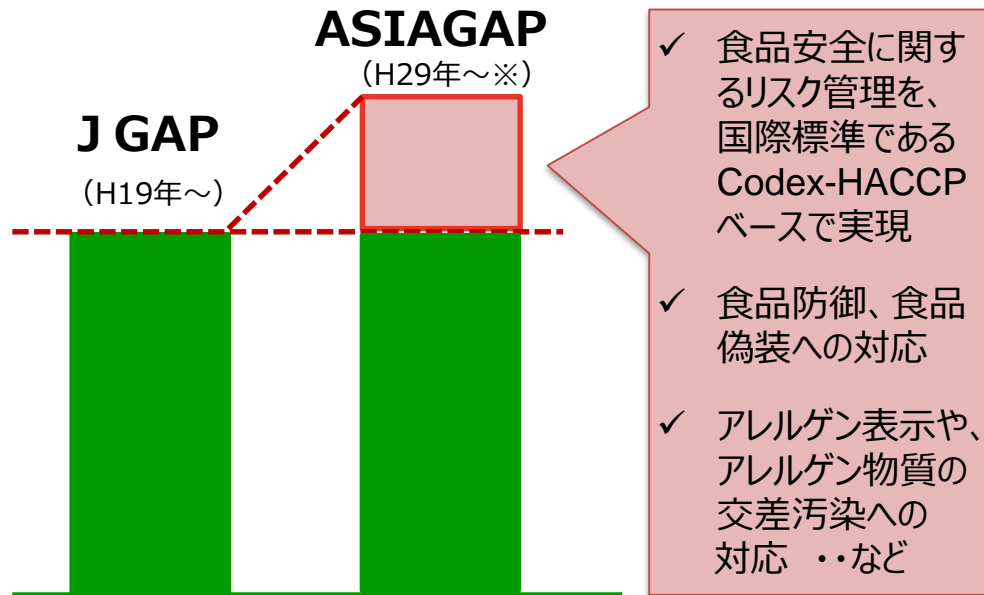
- ASIAGAPを取得することによって、食品安全の取組が国際標準で評価される
- 日本語の規格であり、日本の農業者が使いやすく、農産物の食品安全管理レベルの向上につながる
- 持続可能な農業、農業経営改善の更なる推進につながる
- 日本の農業の輸出力が強化
- 国際的なルール形成に関わる手段を獲得

ASIAGAPとは、**農業**において、**食品安全、環境保全、労働安全**等に関する取組を認証する規格。

規格の特徴

- JGAPを基に開発・運営され、日本の農業者にとっても取り組みやすい仕組み
- 国内の法制度と国際的な規格との整合を図っている

日本GAP協会が運営するGAP規格

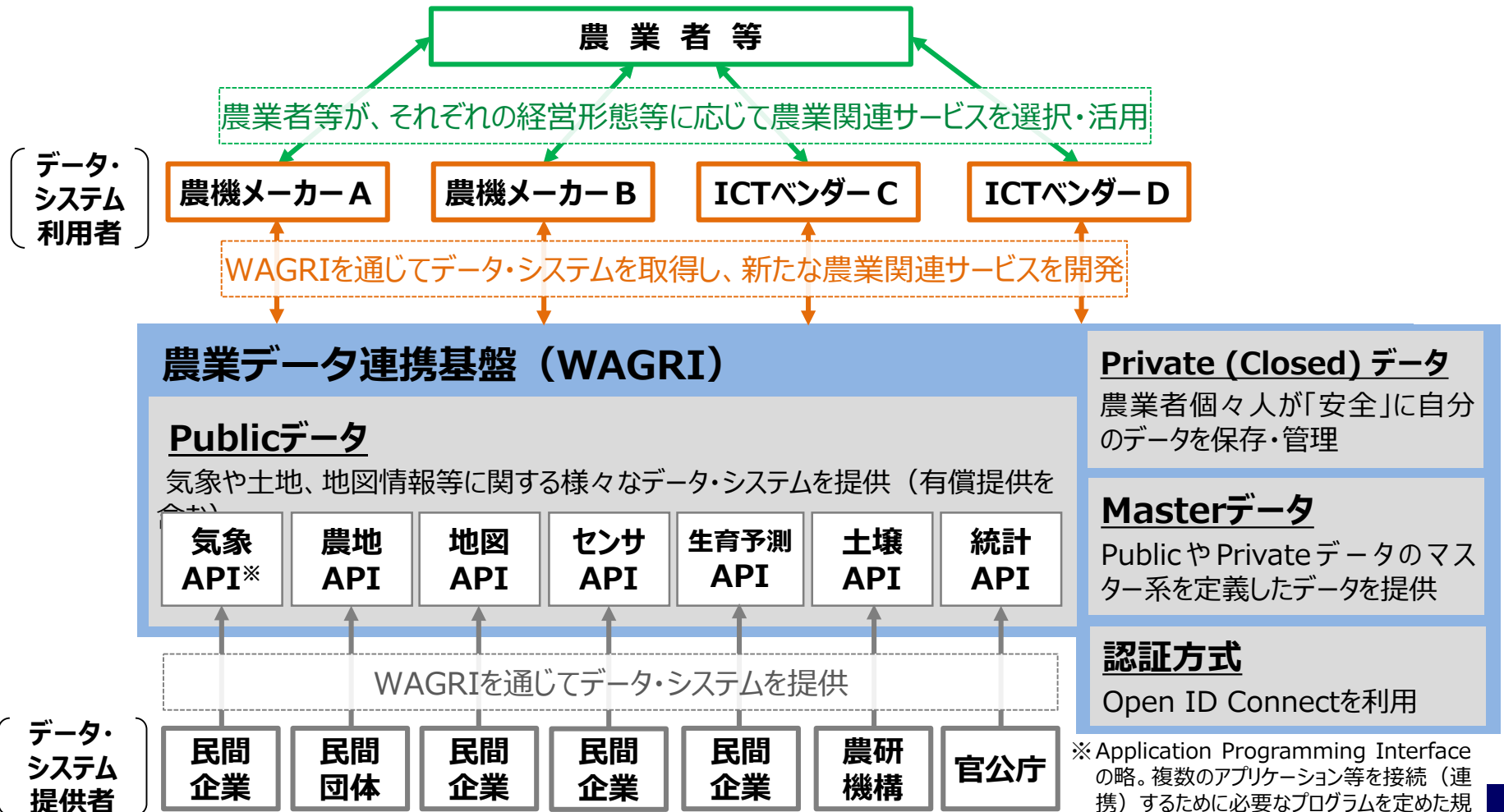


※日本GAP協会がJGAP Advanceとして策定し、平成28年9月に運用を開始。平成29年8月に、ASIAGAPと改名。(日本GAP協会資料を基に作成)

3 農業分野におけるデータ利活用の促進等

農業データ連携基盤の構造

- 農業データ連携基盤（WAGRI）は、農業ICTサービスを提供する**民間企業の協調領域**として整備を進めている。
- WAGRIを通じて**気象や農地、地図情報等のデータ・システムを提供**し、民間企業が行う**サービスの充実や新たなサービスの創出を促す**ことで、**農業者等が様々なサービスを選択・活用**できるようにする。



農業データ連携基盤の今後の方向性（スマートフードチェーンの構築）

- 現在、農業データ連携基盤では、生産（主に水稻）に関するデータの蓄積が進んでいる。
- 今後、これを強化（データの充実、対象品目の拡大）するとともに、流通、食品製造、輸出振興等と強力に連携し、**生産から流通、加工、消費までデータの相互利用が可能なスマートフードチェーン**を創出し、**農業におけるSociety5.0（超スマート社会）**を実現する。

生産から流通、加工、消費までデータの相互活用が可能な

「スマートフードチェーン」を構築



スマートフードチェーンの構築により可能となる取組例

廃棄ロスのない
計画生産・出荷

高精度な**出荷・需要予測**

消費者・実需者
ニーズにあった生産
計画等を提示

消費者行動分析等に基づく
生産・作業計画支援

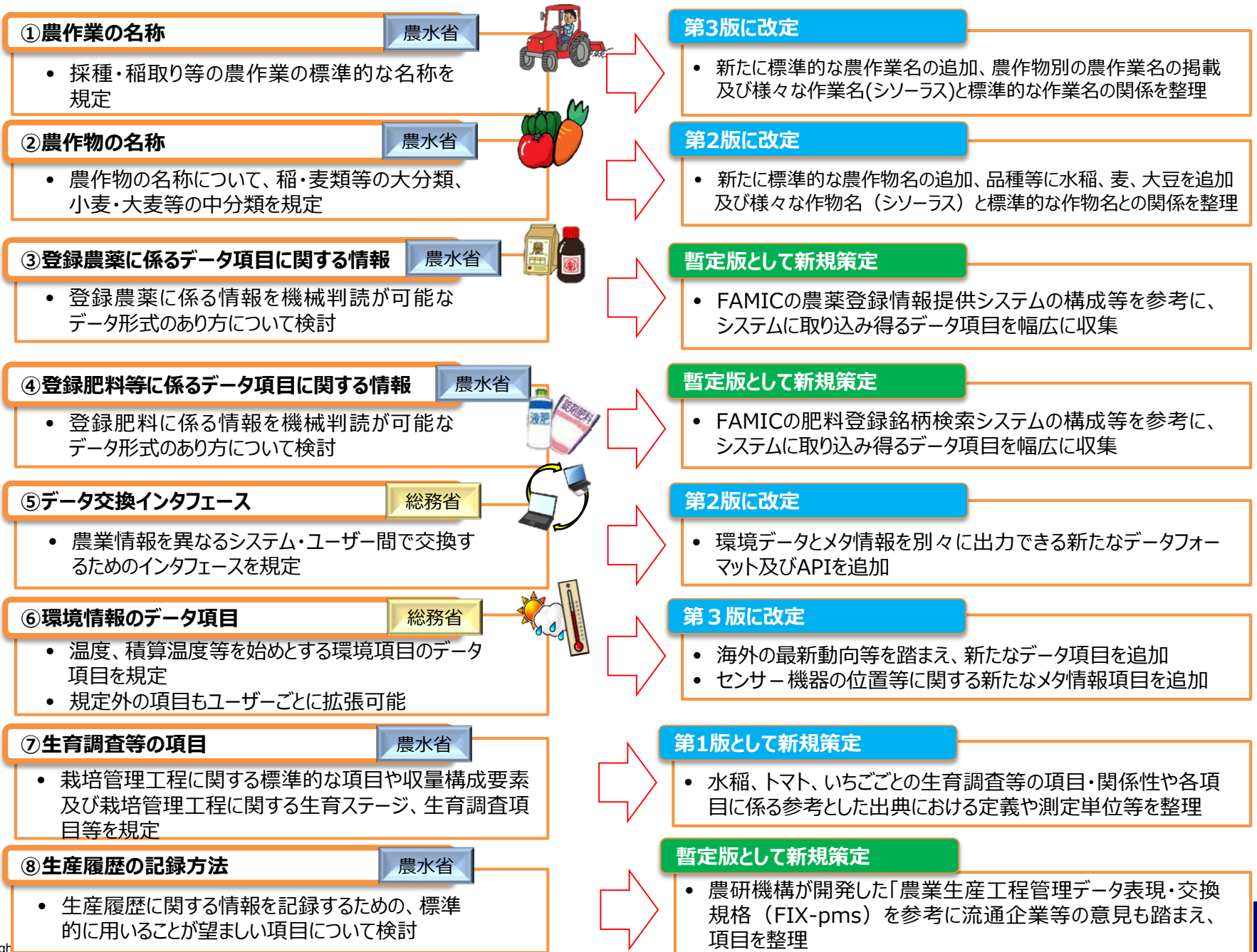
産地A
産地B

a社
b社
c社
d社

最適な輸
送手段・
ルート等を
提示

生産情報と受発注・在庫情報に基づく
最適な集荷・発送ルートの選定

標準化ロードマップにおける個別ガイドラインの新規策定・改定

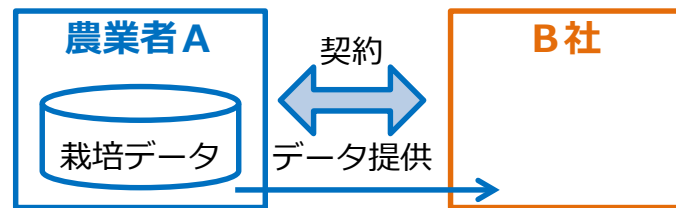


農業分野におけるデータ契約の分類について

①データ提供型

データ提供者のみが保持するデータを、別の者に提供する際に取り決める契約をいう。

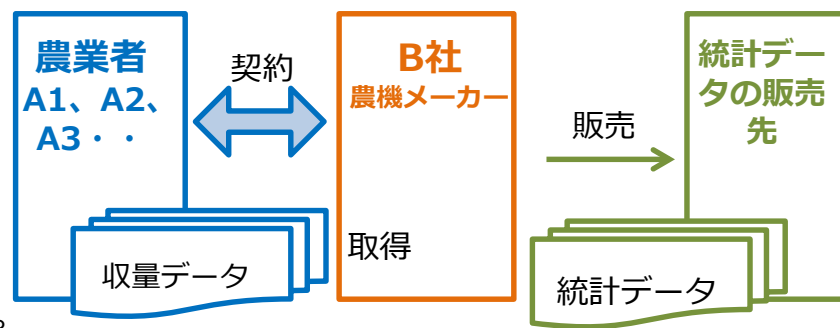
例えば、熟練農業者Aが、永年にわたり作成してきた画像データを含む栽培記録に関するデータをメーカーB社に有償譲渡する事例が該当する。



②データ創出型

複数の当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出される場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について取り決める契約をいう。

例えば、農機メーカーB社が、農業者Aに収量センサー搭載のトラクタをリースし、当該トラクタから収量に関するデータが創出された場合、同データはB社がリースしたトラクターをAが使用することによって“創出”されるものである。

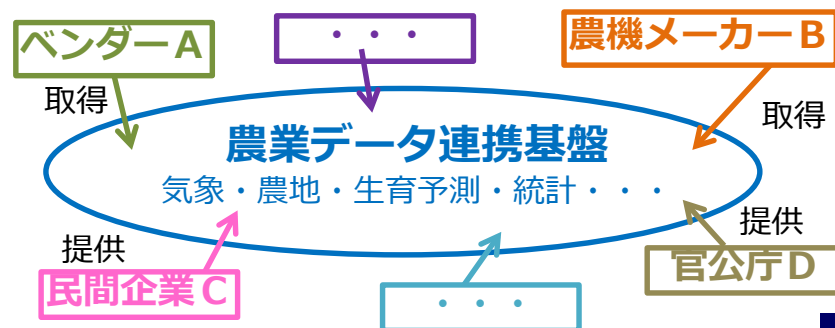


③データ共用型

プラットフォーム（P F）を利用したデータの共用を目的とする種類の契約をいう。

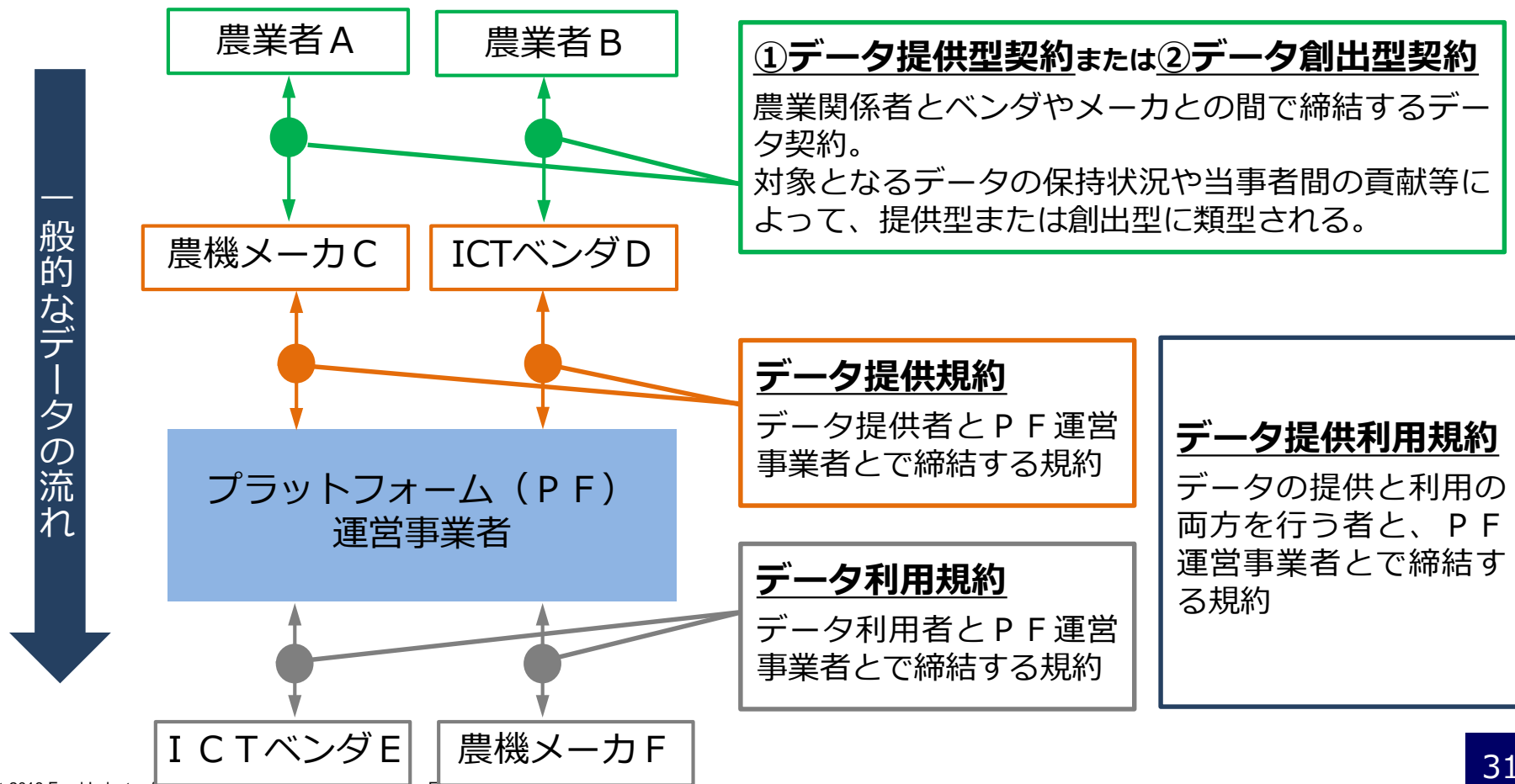
農業分野では、平成31年4月に農業データ連携基盤（WAGRI）が本格稼働することから、まずWAGRIにおける運用を念頭に置きつつ、その他のP Fでの活用も視野に契約雛形を検討。

なお、P Fという性格上、P Fの契約当事者は、P F事業者の他、ベンダー等の事業者（やソフトウェアに精通するごく一部の農業者）が対象になると想定。



農業分野におけるデータ契約の全体像について

- 農業関係者が提供または創出させたデータをベンダやメーカー等がプラットフォームに共有させ、第三者のベンダ等にデータ共有させるという一般的なデータ流通における契約または規約の全体像は以下のとおり。
- **P F 運営事業者と直接の契約当事者として想定されるのはベンダやメーカー等の事業者**であり、農業関係者が直接の契約当事者となる場合は I C T に精通する一部の者に限定されると想定。



4 農林水産知財に関する支援や普及啓発の充実

農林水産知財に関する支援や普及啓発の充実

① 農業知財に係る相談支援体制の充実

(農業者等への知財相談支援窓口の充実強化)

- 特許庁と協力し、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)が各都道府県に設置した「知財総合支援窓口」において、従来の特許・商標・営業秘密等の相談に加え、地理的表示(GI)や種苗の育成者権の相談も一括で受付。(H28~)
- 特許庁が開催する「知財のミカタ(巡回特許庁)」を共催し、農林水産分野における知財制度について説明。(H29~)



② 農業知財の理解者の裾野を広げる取組

(普及指導員への知財研修)

- 若手普及指導員を対象とした、農業知財に関する研修を実施。(H30~)
- 農業知財に関するeラーニング(学習テキスト)を作成し、普及指導組織等の農業指導機関に配布。(H30~)

(次世代を支える学生等への農業知財教育の充実)

- 近畿大学と連携し、農業知財保護についての新講座を開設し、知的財産課職員が講師として、同大農学部の学生を対象に講義を実施。(H30~)
- 農業者や研究者、関連士業(弁護士・弁理士等)と連携し、農水知財に関するセミナー等を実施。(H30~)

